随意契約の結果 平成19年6月1日~6月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構本店

1		•			独立行政法.	人住宅金融支援機構本店
業務又は物品購入等契約の名称 及び数量等	契約担当役の氏名及び その所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
オンラインシステムに係る通信回 線設備利用料及びソフトウェア利 用料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月1日	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1丁目2番3号	アクセス回線料金 253,428円/月 他	会計規程第25条第1項 本サービスは、契約相手方のみが提供しており、同社以外が実施することは不可能であるため。	単価契約 年間想定金額3,164,878円
文書管理システム導入に伴うネットワークシステムの設定変更	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月1日	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1丁目2番3号		会計規程25条第1項 新システム導入に伴う既存システムの設定変更 であり、同システムの運用委託・メンテナンス先 であって、かつ、最新環境を最も熟知しているこ とから、契約相手方として最適であるため。	
証券化システムのメンテナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都千代田区大手町2-2-2	2,100,000円	会計規程25条第1項 当該システムの運用委託・メンテナンス先であ り、最新環境を最も熟知していることから、契約 相手方として最適であるため。	
融資保険システムのメンテナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月1日	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1丁目2番3号	3,675,000円	会計規程25条第1項 当該システムの運用委託・メンテナンス先であり、最新環境を最も熟知していることから、契約相手方として最適であるため。	
ネットワークシステムのメンテナン ス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月1日	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1丁目2番3号	2,467,500円	会計規程25条第1項 当該システムの運用委託・メンテナンス先であり、最新環境を最も熟知していることから、契約相手方として最適であるため。	
	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月18日	㈱日刊現代 東京都中央区築地3-5-4	1,050,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、日刊ゲンダイ紙上で「フラット35」の 広告を実施するものであるが、広告の実施に際 し、同紙の発行元である契約相手方と契約する ことが必要であったため、随意契約を締結した ものである。	
職員健康診断	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月20日	(社)労働保健協会 東京都板橋区南町9-11	一般定期健康診 断 8,715円/人 他	会計規程施行細則第39条第1項本業務は、当機構職員についての健康診断を実施するものであるが、一般競争入札において2度の再度入札に付した結果落札者がなく、かつ再度公告・入札を行った場合には所定の健康診断実施時期に間に合わず支障を生ずるおそれがあったことから、緊急に契約を締結することが必要となり、唯一の応札者であった契約相手方と予定価格の範囲内の金額で随意契約を締結したものである。	単価契約 年間想定金額 3,697,670 円

<sup>(</sup>注1)金額については、消費税等相当額を含む。 (注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。

## 独立行政法人住宅金融支援機構本店

業務又は物品購入等契約の名称 及び数量等	契約担当役の氏名及び その所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
イメー・/エカークタージを	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年6月28日		契約当事者間の 約定により非公 表	会計規程25条第1項 本業務は、従来のイメージキャラクター契約を 引き続き更新するものである。契約相手方は当 該サービスを引き続き提供することが出来る唯 ーの相手方であるため、随意契約を締結したも のである。	
	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10		住生活月間実行委員会 千代田区麹町3-2	1,100,000円	会計規程25条第1項 本業務は、国土交通省において10月が「住生活 月間」と定められていることを踏まえ、当機構と してその趣旨に賛同し協賛金を拠出するもので ある。契約相手方は当該サービスを提供する唯 ーの相手方であるため、随意契約を締結したも のである。	

<sup>(</sup>注1)金額については、消費税等相当額を含む。 (注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。